

## 徳島県情報公開審査会答申第224号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成29年4月28日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「土地改良区に係る財産及び処分に関する報告及び伺い書類。産業交流部阿南」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成29年5月10日、実施機関は、本件請求に対して「公開請求に係る公文書を保有していない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

平成29年5月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

#### 4 諮問

平成30年2月2日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

速やかな開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

公文書請求の中で添付した書類であり、その資料が指導監督する課にないとはおかしく、全て公開すべきである。これら隠す行為は、正に枉法行為そのものである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び当審査会における口頭理由説明によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求の対象公文書

審査請求人は、公文書公開請求では、本件請求を「土地改良区に係る財産及び処分に関する報告及び伺い書類」と記載している。実施機関は、審査請求人が本件請求で公開請求した文書が包括的で漠然としたものであったので、審査請求人が公開請求をしたときに審査請求人から聞き取った内容から「土地改良区から県南部総合県民局産業交流部(阿南) (以下「産業交流部(阿南)」という。))」に対して提出された、土地改良区の滞納処分に関する報告書」と特定した。しかしながら、公文書公開請求書の「公文書の件名」欄の記載内容を特定後の文書に補正するなどはない。

## (2) 本件処分の理由

産業交流部(阿南)では、土地改良法(昭和24年法律第195号)第39条第5項に基づき、土地改良区から産業交流部(阿南)へ滞納処分の認可申請がされた場合に申請の認可を行うという業務を行っている。

しかし、滞納処分の認可をした後に土地改良区が滞納処分を行った場合に土地改良区から滞納処分について報告を受けるという業務は、土地改良法等に規定がないため行っていない。そのため、本件請求の対象と特定した、土地改良区から産業交流部(阿南)へ提出された、土地改良区の滞納処分に関する報告書は保有していない。

## 第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年2月2日	諮問
令和4年2月28日	審議(第190回審査会)
同 年 4 月 1 8 日	実施機関からの口頭理由説明, 審議(第192回審査会)
同 年 5 月 2 3 日	審議(第193回審査会)
同 年 6 月 1 3 日	審議(第194回審査会)

## 第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件請求に係る公文書の特定について

本件請求の対象は「土地改良区に係る財産及び処分に関する報告及び伺い書類」となっており、年度やどの土地改良区かの限定もなく包括的な内容となっている。

これに対して、実施機関は「公開請求に係る公文書を保有していない」として本件処分を行っているが、弁明書において、本件請求に係る公文書を「土地改良区から産業交流部(阿南)に対して提出された、土地改良区の滞納処分に関する報告書」と特定

したとしており、このような特定に至った経緯については本件請求がなされたときに審査請求人から聞き取った内容に基づいていると主張しているため、本件請求に係る公文書の特定について検討する。

実施機関は、土地改良法に基づき土地改良区に対する指導・監督を行うとともに、同法に基づく土地改良事業を自ら施行する等の事務・事業を行っている。このうち土地改良区に対する指導・監督においては、役員の就退任、定款の変更等に係る事務、土地改良区に対する法人検査等と言った土地改良区の組織・運営に関する事務を行っており、また、土地改良区が実施する土地改良事業に関する認可等の事務を主に行っていると土地改良法その他の規程から認められる。しかしながら、「土地改良区に係る財産及び処分」に関する事務・事業をふだんから行っているとは見受けられない。土地改良区は、土地改良法に基づき設立され、実施機関が指導・監督する権限を有するものではあるが、自律した法人であり、その財産の管理・処分等について法令に特別の定めがない限り実施機関が届出・報告等を義務づけたり、規制したりすることは予定されていないと解される。

このことを踏まえれば、実施機関が本件請求の「土地改良区に係る財産及び処分」に該当するものとして土地改良法に規定されている「滞納処分」に関するものを想起し、公開請求時に審査請求人から聞き取った内容を基に、本件請求に係る公文書として「滞納処分に関する報告書」と特定したとしても、あながち不合理とまでは言えない。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

実施機関によると、産業交流部(阿南)において滞納処分の認可に係る事務を行っているが、報告を受けることはないため、報告に係る文書を保有していないとのことであった。

この点について、土地改良法その他の関係法令を見ても滞納処分に関して土地改良区から報告を受けることはないという実施機関の主張に相違するところはないと認められる。

## 3 本件処分の妥当性

以上のことから、実施機関が本件請求に係る公文書として「滞納処分に関する報告書」と特定したことは不合理とまでは言えず、滞納処分に関する報告を受ける事務は行っていないことから本件請求に係る公文書を保有していないという実施機関の主張も適当と認められることから、本件請求を拒否した実施機関の決定は妥当であると判断する。

## 4 付言

実施機関は弁明書において、本件請求の対象文書を審査請求人が公開請求したときに審査請求人から聞き取った内容から「土地改良区から産業交流部(阿南)に対して提

出された、土地改良区の滞納処分に関する報告書」と特定したとしているが、請求書の記載内容の補正は行っていなかった。

請求者は、実施機関がどのような文書を保有しているか分からずに一般的、包括的な表現により公文書の公開を求めることがあるので、実施機関においては対象公文書の特定において遺漏がないよう請求者に対して情報提供、請求内容の確認、請求書の記載の補正を求めること等の対応を必要に応じてすべきである。

この点について、実施機関の請求受付時の対応及び弁明書の説明は十分なものとは言えない。

今後、実施機関においては、一般的、包括的な内容の公文書の公開請求があった場合には、対象公文書の特定において遺漏・齟齬がないよう、請求受付時の対応、処分の理由説明をより丁寧に行うことを望む。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
真鍋 直敬	弁護士	